

## 株式会社六匠職員研修受講支援制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、その雇用する職員の入職後の資格取得を支援するため、介護職員初任者研修および実務者研修を受講するのに要する経費を負担する介護職員等に対し、滋賀県の「滋賀県介護職員研修受講支援事業費補助金制度」を活用する等して、従業者に予算の範囲内においてその負担に要した経費を補助することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱による株式会社六匠職員資格取得支援制度を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 株式会社六匠に雇用されている介護職員等であり、研修終了時にも雇用が継続されていること
- (2) 介護職員初任者研修および実務者研修の受講料等について、他からの助成・貸付を受けていないこと
- (3) 介護職員初任者研修および実務者研修のうち、令和6年6月1日以降に開講され、令和7年3月31日までに修了するものを対象とする
- (4) 株式会社六匠が当資格保持の必要性を認めた者

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、介護職員初任者研修課程・実務者研修課程の修了者1人につき以下の通りとする。

ただし、「滋賀県介護職員研修受講支援事業費補助金」の変更があった場合、見直されることがある。

- (1) 介護職員は株式会社六匠より受講料(消費税含む)100,000円を上限として支給される。

(株式会社六匠は「滋賀県介護職員研修受講支援事業費補助金」よりその経費の3分の2を乗じて得た額(\*)の補助を受ける)

- (2) 介護職員以外は株式会社六匠より受講料(消費税含む)の3分の1を乗じて得た額(\*\*)の補助を受ける。

(\*)補助対象額は、消費税を除く受講料の3分の2とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

(\*\*)その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする

### (交付条件)

第4条 交付の条件は次に掲げる通りとする。

受講が期間内に完了しない場合または遂行が困難となった場合、内容を変更しようとする場合においては、速やかに株式会社六匠の補助制度担当者に報告してその指示を受けなければならない。

(交付手順)

第5条 交付の手順は以下の通りとする。

- (1) 交付希望者は、当該制度を受けて介護職員初任者研修または実務者研修を受講したい旨を所属事業所管理者に申告
  - (2) 管理者が制度利用申請書を作成し、本部人事担当に提出
  - (3) 交付希望者・管理者・人事担当者による面談
  - (4) 面談後、本人が受講申込
  - (5) 管理者より本部へ受講申込を連絡
  - (6) 本部決裁の結果を交付可否通知書にて通知・受講料支給
- \*尚、事後申請は認めない

(補助金交付の決定の取り消し)

第6条 代表取締役は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他法令等又はこれに基づく会社の処分に違反したとき

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする

(補助金の返還)

第7条 代表取締役は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているとき、補助対象者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

代表取締役は、滋賀県補助金等交付規則に則り、前条に該当する補助対象者に交付された補助金のうち、「滋賀県介護職員研修受講支援事業費補助金」の全額を滋賀県に返還するものとする。

(延滞金)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、滋賀県補助金等交付規則に則り、その未納付額につき延滞金を株式会社六匠に納付しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、「滋賀県介護職員研修受講支援事業費補助金交付要綱」および「滋賀県介護職員研修受講支援事業費補助金実施要綱」に則り、代表取締役がその都度定める。

また、滋賀県の予算超過による受付停止及び株式会社六匠の予算超過による受付停止時には、申請を受付ないこととする。

附則

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。